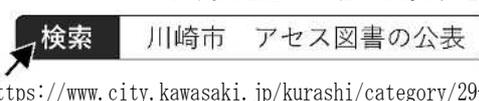


# 環境アセスメントに係るお知らせ

令和5年4月21日

川崎市環境影響評価に関する条例（アセス条例）第8条の2の規定に基づき、等々力緑地再編整備・運営等事業に係る環境配慮計画書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「環境配慮計画書」とは、事業の立地計画等の計画段階において地域の環境特性を把握し、環境影響評価を行うに当たり、環境影響を回避し、又は低減するなどの配慮が必要な対象を明らかにし、良好な地域環境・地球環境の保全に資することを目的としたものです。

環境配慮計画書の基本的事項	環境配慮計画策定者	名称：川崎市 代表者：川崎市長 福田 紀彦 住所：川崎市川崎区宮本町1番地
	事業計画の名称	等々力緑地再編整備・運営等事業
	事業計画の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第1種行為）
	事業を実施する区域	等々力緑地（川崎市中原区等々力1番ほか） 約43.5ha
	事業計画の目的	「等々力緑地再編整備実施計画」（令和4(2022)年2月改定）に示す「等々力緑地の目指すべき将来像」を実現し、公園緑地の新たな価値向上を図り、等々力緑地を日常的に賑わう地域の核となる空間とする。
	事業計画の問合せ先	川崎市建設緑政局 富士見・等々力再編整備室 〒210-0007川崎市川崎区駅前本町12番1川崎駅前タワーリパークビル17階 電話：044-200-2408 FAX：044-200-3973
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和5年4月21日（金）から令和5年5月22日（月）まで
	縦覧場所及び時間	中原区役所（5階）・環境局環境対策部環境評価課（市役所第3庁舎15階） 午前8時30分～午後5時（4月21日は正午から）。土・日曜・祝日を除く。
	意見書の提出	環境配慮計画書について、環境の保全の見地からの御意見のある方は、アセス条例第8条の4第1項に基づき、次のとおり意見書を提出することができます。 <ol style="list-style-type: none"> <li>意見書を提出できる方 環境の保全の見地からの御意見のある方はどなたでも提出できます。</li> <li>意見書に記載していただく内容  <ul style="list-style-type: none"> <li>意見書用紙は縦覧場所に用意しています。意見書用紙に氏名・住所等の所定の事項および環境配慮計画書についての環境の保全の見地からの御意見を具体的かつ明瞭にお書きください。</li> <li>提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、事業の名称、計画書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。</li> </ul> </li> <li>提出された意見書の取扱い  <ol style="list-style-type: none"> <li>御提出いただいた意見書は、アセス条例第8条の4第2項の規定に基づき、個人情報を伏せてその写しを環境配慮計画策定者に送付します。</li> <li>環境配慮計画策定者は意見の概要とそれに対する見解を記載した書類（環境配慮計画見解書）を作成し、市に提出します。市は、これを環境影響評価審査会に提出するとともに、環境配慮計画審査書を作成する際に考慮いたします。</li> <li>環境配慮計画見解書の提出があったときは、市はこれを縦覧します。</li> <li>記載された個人情報、提出された意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。</li> </ol> </li> <li>意見書の提出方法 下記提出先まで郵送、持参又は本市ホームページから提出願います。（ファクスでは受け付けていません。）</li> <li>意見書を提出できる期間 環境配慮計画書の縦覧期間中（令和5年4月21日から5月22日まで） （郵送の場合は、令和5年5月22日消印有効）</li> <li>意見書の提出先 川崎市環境局環境対策部環境評価課（市役所第3庁舎15階） 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地</li> </ol>
	ホームページ	ホームページから環境配慮計画書の閲覧、意見書の提出ができます。  <a href="https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0.html">https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0.html</a> 
縦覧手続の問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2156 FAX：044-200-3921	